資料２－２
(27.4.23)

規制改革会議
第17回地域活性化WG提出資料

平成27年4月23日

厚生労働省

宿泊の営業の定義および、営業の範囲について、①～③はどのように判断するのか。

① 「営業」は施設の提供が「社会性をもって継続反復されているもの」に該当するかどうかで判断するとあるが、「社会性をもって」とは何を示すのか。例えば、「知人」や「親類友人等」は該当しないのか。
また、社長が自分の社員に貸す場合はどうか。

（考え方）
「社会性をもって」とは、社会通念上、個人生活上の行為として行われる範囲を超える行為として行われるものである。
したがって、御質問の知人、親類、友人を泊める場合は、「社会性をもって」には該当しないと考えている。
なお、社長が社員に貸す場合は、個人生活上の行為として貸す場合であれば、知人又は友人に貸すのと同様の整理が可能と考える。

② 「営業」は施設の提供が「社会性をもって継続反復されているもの」に該当するかどうかで判断するとあるが、「継続反復」はどのように判断するのか。例えば、年１回数日で数年継続するイベントは「継続反復」に該当するのか。

（考え方）

旅館業法上「業」に当たるかどうかの判断については、「社会性」や「継続反復性」に関し、営業者の予定している営業形態、宿泊客の募集の方法等を総体的にみて個別具体的に判断するものと考えており、一律に判断することは難しいと考えている。

（前回のＷＧでの御指摘を受けて、いくつかの自治体にも確認したが、回数及び日数に関する具体的な運用基準を設けている例はなかった。）

③　「宿泊の営業」は、施設を利用する宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則とするとあるが、「生活の本拠」はどう判断するのか。ＷＧでは１か月を目安とするとの意見があったが、下宿営業の１か月以上との関係性（下宿営業の許可は１か月以上が要件であるが、１か月以上を「生活の本拠」とすると、「営業」に該当せず、許可の要件を満たせないのではないか。）はどのようになっているのか。また、「下宿営業」の許可を実際に受けているのは、どのような営業形態であるのか。

（考え方）

旅館業法上、「人を宿泊させる営業」とは、

①　施設の管理・経営形態を総体的にみて、宿泊者のいる部屋を含めた施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあると社会通念上認められること。

②　施設を利用する宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを条件として営業するものであること。

に該当するかどうかで判断することとしている。

通常、１か月を超える滞在が想定されている施設については、上記２要件に該当しないケースが大宗であると考えられるため、１か月を目安にするという行政上の運用を行っているが、１か月を超える滞在（宿

泊）が想定される施設であっても、上記２要件に該当して生活の本拠とは言えない場合があり、旅館業法の下宿営業はそのような施設について公衆衛生の維持・向上を図る観点から、旅館業法の許可対象としているものである。

　なお、下宿営業の許可を受けている施設の具体的な例としては、大規模な公共工事においてその期間中の労働者が宿泊しているような場合が該当する。

宿泊の対価の定義および、対価の範囲について、①、②の場合、どのように判断するのか。

① 昭和 33 年の照会「旅館業法関係における「業として」の解釈について」では、食事の実費相当額、または社会通念上食事代と考えられる額しか徴収しないときは、旅館業法の適用対象とはならないとしているが、食事代だけなのか、宿泊代も含んでいるのかについて、どう判断するのか。金額で判断しているのか。

② 同様に、農家民宿の体験料についてはどう判断されているのか。

（考え方）

宿泊料は、基本的に、部屋の室料、光熱水量、寝具のクリーニング代等、宿泊に通常伴うサービスの対価として徴収するものと考えている。

食事は、必ずしも宿泊に伴うサービスとは言えないことから、食事代のみの徴収であれば、旅館業法の宿泊料の徴収には該当しない。

具体的な判断は、徴収する費用がどのようなサービスの対価として徴収されているかどうかにより行うこととなる。

また、農家民宿の体験料についても、その内訳として、宿泊料としてみなされるものが含まれるか否かにより、判断することになると考える。

以下の 3つの要望に対して、現行法制度の運用で、どうやれば、どこまで実現が可能か。

① 時期限定（1 回2～3 日）ではあるが、継続的なイベント（年に１回、数年程度）等を実施し、一時的に増加した旅行者を宿泊させる場合

（考え方）

「継続反復」に該当する場合には、旅館業法施行規則第５条第１項第３号に該当しうるケースであると考えられ、構造設備の基準の特例（客室数、客室の床面積、玄関帳場等の基準を適用しない）の対象として、旅館業法の許可対象になるものと考えられる。

なお、今回の御要望のように、年１回のイベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いものについては、業に当たらない場合があると考えている。

② 小規模の農林漁家民宿の対象範囲（簡易宿所営業の延べ面積基準３３㎡以上の適用を除外する対象範囲）を、例えば、”農山漁村地域で生計を立てている農林漁業者以外の者”に拡大する場合

（考え方）

現行の旅館業法施行規則第５条第１項第４号の構造設備の基準の特例は、「農林漁業者が行う」場合とされており、現行の省令では、対象にならない（省令改正が必要）と考えられる。

したがって、経営主体が農林漁業者でなくても、一定の場合については、省令改正し、対象を拡大することが考えられる。

貸別荘のように別荘を貸す事業ではなく、自ら所有する別荘を自らが使用しない期間等、例えば、１年の半分以下の期間を対象として貸し出す等、一定範囲、有償で第三者に使用させる場合（別荘貸）

（考え方）

反復継続していると考えられることから、旅館業法のいずれかの区分での許可を得ていただく必要がある。

国の規制で定める要件より、条例の方が厳しくなっている事例、および地方自治体によって規制が異なっている要件はあるのか。

（考え方）

次ページ以降のとおり。

なお、厚生労働省としては、旅館業法は、全国一律に施されるべき最高限度の規制を定めたものではなく、各地方公共団体が条例により旅館業法より強い規制をすることは排除されない、と考えている。

簡易宿所営業に関する規制の比較

	宮城県	北海道	青森県	岩手県	秋田県
玄関帳場	○玄関帳場等が必要	○要件を満たす玄関帳場等が必要 ※公衆衛生上及び善良の風俗の保持上支障のない場合には適用しない。	ー	ー	ー
浴室	○男女別 ※家族風呂がある場合又は支障のない場合には適用しない。	ー	ー	ー	ー
便所	ー	ー	ー	ー	ー
客室	ー	ー	ー	ー	ー

	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県
玄関帳場	ー	ー	ー	ー	○玄関帳場等が必要
浴室	ー	ー	ー	○男女別 ※貸切りで使用させる場合及び時間を定めて男女別に使用させる場合を除く。	ー
便所	ー	ー	○各階への設置（収容人数5人以下の階については、隣接する階でも可）	ー	○定員15人につき、便器2個の設置 ○2階以上に客室があり、その階の定員が7人以上の場合、各階ごとに設置 ※公衆衛生上支障がない場合には緩和できる。
客室	ー	ー	ー	ー	○天井の高さは床面から2.1m以上 ※公衆衛生上支障がない場合には緩和できる。

	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県
玄関帳場	○要件を満たす玄関帳場等が必要	ー	ー	○要件を満たす玄関帳場等が必要	○要件を満たす玄関帳場等が必要 ※公衆衛生上支障のない場合には、緩和又は適用しない。
浴室	ー	ー	ー	ー	ー
便所	ー	○各階への設置	○各階への設置 ○便所を付設していない客室を有する階では、男女の区分及び宿泊定員に応じた数の便器の設置 ※公衆衛生上支障のない場合には適用しない。	○便所を付設していない客室を有する各階への設置 ※宿泊定員数の合計が5人未満の階については、設置不要。	○収容定員に応じた数の便器の設置 ※公衆衛生上支障のない場合には、緩和又は適用しない。
客室	ー	ー	ー	ー	ー

	福井県	石川県	富山県	静岡県	山梨県
玄関帳場	ー	ー	ー	ー	○要件を満たす玄関帳場等が必要
浴室	ー	ー	ー	ー	ー
便所	○定員10人につき、大便器･小便器各1個の設置 ※公衆衛生上支障のない場合には適用しない。	ー	○各階ごとに当該階の客室の定員を15で除した数以上の便器を男女それぞれ設置（直下の階に定数より多くの便器がある場合には、定数を超えた分を控除できる。） ※特別の事情がある場合等には、適用しない。	ー	ー
客室	ー	○天井の高さは踏面から2.1m以上	ー	ー	ー

	長野県	愛知県	岐阜県	三重県	和歌山県
玄関帳場	ー	○要件を満たす玄関帳場等が必要 ※公衆衛生上及び善良の風俗の保持上支障がない場合には緩和できる。	○要件を満たす玄関帳場等が必要 ※特別の事情がある場合等には緩和できる。	○要件を満たす玄関帳場等が必要 ※公衆衛生の維持又は善良な風俗の保持の見地から、基準を適用する必要がない施設については、緩和できる。	ー
浴室	ー	ー	ー	ー	ー
便所	ー	ー	○自家用と区分 ※特別の事情がある場合等には緩和できる。	ー	○自家用と区分 ※農林漁業体験民宿業の施設で33㎡未満の場合は緩和できる。
客室	ー	ー	○窓は、客室の有効床面積の十分の一以上の有効面積を有し、かつ、直接外気に面する必要あり ○天井の高さは2.1m以上 ※特別の事情がある場合等には緩和できる。	ー	ー

	滋賀県	奈良県	京都府	大阪府	兵庫県
玄関帳場	ー	○玄関帳場等が必要 ※公衆衛生上支障のない場合には緩和できる。	ー	ー	ー
浴室	ー	ー	ー	○男女別 ※衛生上支障のない場合には緩和又は適用なし。	ー
便所	ー	ー	ー	ー	○定員に応じた数の便器の設置 ※公衆衛生上支障がない場合には緩和できる。
客室	○窓等採光に有効な開口部の面積は、その客室の床面積の10分の1以上 ※規則第5条第1項各号の施設には適用しない。	ー	○窓等の採光面の面積はその客室の床面積の8分の1以上	ー	○寝室における、床面積の8分の1以上の面積を有する有効な採光窓の設置 ※公衆衛生上支障がない場合には緩和できる。

	岡山県	広島県	鳥取県	島根県	山口県
玄関帳場	ー	ー	ー	○玄関帳場等が必要	ー
浴室	ー	ー	ー	ー	ー
便所	ー	ー	ー	○定員10人につき大便器及び小便器各1個(大小兼用の場合は、2個)の設置 ○客室又は各階への設置	ー
客室	ー	ー	ー	ー	○天井の高さは2.1m以上

	香川県	徳島県	愛媛県	高知県	福岡県
玄関帳場	ー	○玄関帳場等が必要	ー	○玄関帳場等が必要 ※令第2条の施設は、公衆衛生上支障のない場合、緩和できる。	
浴室	ー	ー	ー	ー	ー
便所	ー	ー	○宿泊者専用のものを設置	○便所を付設していない客室を有する各階への設置 ※宿泊定員数の合計が5人未満の階については、設置不要。	
客室	ー	○天井の高さは床の上面から2.1m以上	○客室の採光面積は、床面積の10分の1以上（幅0.9m以上の縁側については、採光面積の2分の1を有効面積と見なす。）	ー	○客室の窓等採光部分の面積は、当該客室の床面積の10分の1以上 ○客室の天井の高さは、2.1メートル以上 ※規則第5条第1項各号の施設は、公衆衛生上支障のない範囲で緩和できる。

	佐賀県	長崎県	大分県	熊本県	宮崎県
玄関帳場	ー	ー	ー	ー	○要件を満たす玄関帳場等が必要 ※令第2条の施設は、公衆衛生上支障のない場合、緩和できる。
浴室	ー	ー	ー	ー	ー
便所	○男女別	ー	○水源から五メートル以上の距離を有すること ※公衆衛生上支障のない場合には緩和できる。	○各階への設置 ○定員10人につき大便器及び小便器各1個の設置 ※規則第5条第1項各号の施設は、公衆衛生上支障のない場合には緩和できる。	ー
客室	○階層式寝台を有する場合は、客室の天井高は2.5メートル以上	ー	ー	○天井の高さは床から2.1m以上 ○窓等採光部分の面積は、その客室の床面積の7分の1以上 ※規則第5条第1項各号の施設は、公衆衛生上支障のない場合には緩和できる。	ー

	鹿児島県	沖縄県
玄関帳場	ー	ー
浴室	ー	ー
便所	ー	○各階への設置 ※公衆衛生上支障のない場合には緩和できる。
客室	○天井の高さは2.1m以上 ○客室の窓等採光部分の面積は，当該客室の床面積の10分の1以上 ※規則第5条第1項各号の施設は、公衆衛生上支障のない場合には緩和できる。	○天井の高さは2.1m以上 ※公衆衛生上支障のない場合には緩和できる。